

〔提 言〕

ワーク-ライフ インテグレーション 《仕事を生活（人生）に統合すること》について

東京大学大学院 医学系研究科 健康科学・看護学専攻家族看護学分野

上別府圭子

超高齢社会となった日本では、できるだけ多くの者が働いて税金を納め、この国の経済や福祉を支えなければならない。このためにできるだけ多くの者が健康に生き生きと働き続けられるように、環境を整備しなければならない。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児・介護休業法）は平成3年に制定され、平成21年6月に改正され、段階的に施行されて、平成24年7月からは従業員数100人以下の事業所においても、介護休暇を取得できるようになるなど、法的な整備はこの20年間で少しずつ進んできている。さらに、総務省の「平成24年度就業構造基本調査（平成25年7月発行）」によると、過去5年間（平成19年10月～24年9月）に介護・看護のため前職を離職した者は48万7千人で、その前の5年間（平成14年10月～19年9月）の56万8千人に比べると減少したという。介護と仕事の両立支援は、多少なりとも効果をあげていると評価できる一側面であろうか。

同調査によると、平成24年10月1日現在の15歳以上人口1億1,081万5千人のうち有業者は6,442万1千人であり、このなかで介護をしている者（トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合）は291万人、過去1年以内（平成23年10月～24年9月）に介護・看護のため前職を離職した者は10万1千人であるという。有職介護者の年齢階層別では、50歳代後半（62万人：21.3%）、60歳代前半（54万7千人：18.8%）にピークがあり、管理職や職場で責任のある役割を担う年代と重なっている。

平成25年1月に厚生労働省が行った「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査（平成25年3月発行）」によると、就労者が介護している父母に比べて、介護を機に離職した者が離職前に介護していた父母のほうが要介護度が高かったというわけではなく、また

認知症の有無の分布はほとんど変わらなかった。介護休業制度や介護休暇は、就労者よりも離職者で多く用いられていたものの、全体として利用率は5～10%程度で高いとは言えない。介護についての相談先を就労者と離職者と比較したところ、病院の医療ソーシャルワーカーや地域包括支援センターはいずれも2割前後の者に利用されていたが、ケアマネージャーは就労者の48.2%に対して離職者の35.3%からしか利用されていなかった。さらに離職者は離職後に精神面（64.9%）、肉体面（56.6%）、経済面（74.9%）で負担が増したと回答していた。離職予備者は社会資源の利用が少なく、離職後も負担の軽減に至っていないようである。制度利用の促進が課題とされる所以である。

日本では内閣府が平成19年12月に「仕事と生活の調和憲章」などを策定し、「ワークライフ・バランス」という用語が市民権を得たようだ。アカデミアの領域でも、海外では「work-family conflict」「work-life integration」「work-family spillover」などの関連用語（概念）も用いられ研究されているが、日本では「ワークライフ・バランス」のひとりがちで、医学中央雑誌では「ワークファミリー・コンフリクト」が数件ヒットするのみである。これらの用語のうちバランスとスピルオーバーはおそらく経済学用語の援用であり、コンフリクト（葛藤）とインテグレーション（統合）は心理学用語である。バランス、葛藤、スピルオーバーは、静的動的な差はあるにしても、2つのかたまり（A & B）を想定した概念であるが、統合はE. H. エリクソンが人間の最終の発達課題としたように、人間の最も成熟した（自然な）姿を現している。介護も仕事も生活であり人生である。要は、家族のライフサイクルのなかで、「私」がどのように生活していくのか、である。今後は「ワーク-ライフ インテグレーション」の観点から研究を進めることが、超高齢社会の課題を解決する一助となるのではないだろうか。